主 文本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣意は別紙記載の通りである。

抗告趣意第一点について。

論旨は本少年が本件において長期間拘束を受けていたのは憲法の精神に反すると 共に公開の裁判によらないで不定期間少年の身体の自由を拘束することができるよ うになつている少年法は憲法違反の疑があると謂うのである。仍て本件記録に徴す 、本少年は昭和二十九年二月二十二日強盗未遂被疑事件で逮捕され同月二十四 日勾留状の執行を受け勾留されていたが(同年三月十五日迄勾留期間延長) 三月十五日検察官より高松家庭裁判所丸亀支部に送致され、同日同支部は少年を高 松少年鑑別所に送致する旨の観護措置決定をなし(更新一回あり)、同年四月七日 右観護措置は取消されたけれども、更に同日別件強盗被疑事件で逮捕され、同月九 日勾留状の執行を受け、同月十七日検察官より高松家庭裁判所丸亀支部に送致さ れ、同日観護措置決定(少年鑑別所送致)がなされ(更新一回あり)、同年五月十三日高松家庭裁判所において特別少年院送致決定がなされる迄引続き八十一日間身 柄を拘束されていたこと明かである。しかし右拘束は刑事訴訟法及び少年法の各規 定に従い適法に逮捕、勾留又は観護措置がなされたものであつて、何等違法の点は 認められないのみならず、本件事案の内容は犯罪個数多く且つ罪質も重い)、犯罪 発覚の経緯等より観れば、捜査又は調査の必要上勾留又は観護措置につき前記の如 き経過を辿り且つ前記の如き日数を要したことを以て、必ずしも不当であるとはい えない。これを要するに本作において本少年が拘束を受けた期間は幾分長期間に亘 つた嫌いがあるとはいえ前記拘束が所論の如く憲法の精神に反した措置であるとは 認められない。また少年法は家庭裁判所が公開の裁判によらないで少年の身体の自 由を不定期間拘束する措置(少年院送致)を採り得るように規定していること所論 の通りであるけれども、家庭裁判所における所謂少年保護事件は訴訟事件に属しな いから、審判を非公開としている少年法第二十二条第二項の規定が裁判の公開に関する憲法第八十二条の規定に牴触するとは考えられず、他方法律の定める手続により身体の自由を拘束することは憲法上も許されるところであるから(憲法第三十一条参照)、家庭裁判所が公開の裁判によらないで少年院送致の如く少年の身体の自由を不定期間拘束する措置をなし得ることを定めている少年法の規定が憲法に違反 しているとはいえない。従て論旨は理由がない。

同第二点について。

年審判規則第五十条により主文の通り決定する。 (裁判長判事 坂本徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)